

少量危険物及び指定可燃物の規制に関する指導運用指針

津 市 消 防 本 部

(VER 4 令和5年11月改訂版)

第1 目 的

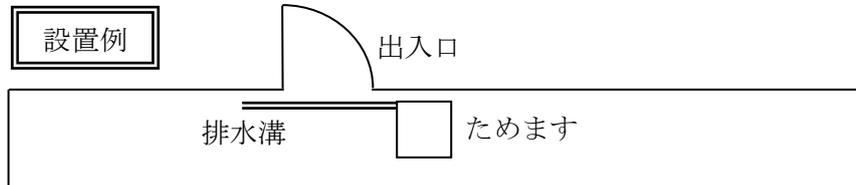
この指針は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵並びに取扱いについて、津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号。以下「条例」という。）第34条の3に規定する基準の特例を適用する際の指針及びこれらを貯蔵し、又は取り扱う場所に関する取扱を定めることにより、統一的な運用を図ることを目的とする。

第2 危険物の周囲の状況及び特殊な設備等に関する事項

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲の状況及び特殊な設備での取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定に関する特例事項は、次のとおりとする。

- 1 船舶、車両等の船体、車体に燃料タンクが装着されている状態により、展示又は保管されているものについては、その場所における危険物の数量から当該機器等の危険物の数量を除外することができるものとする。
- 2 共同住宅等の管理権限が異なる場所においては、暖房又は調理の用に供する器具等の燃料として容器により貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定は、当該場所ごととすることができるものとする。
- 3 ボイラー、バーナー等の危険物消費設備とサービスタンク等の危険物貯蔵設備が配管で接続されている貯蔵取扱場所の危険物の数量は、当該危険物消費設備又は危険物貯蔵設備のうち、大なる方の危険物の数量とすることができるものとする。
- 4 潤滑油循環設備、熱媒体油循環設備等の配管及び附属機器で危険物が循環する場所の危険物の数量は、当該配管等の瞬間最大停滞量により算定することができるものとする。
- 5 床面積が10平方メートル以下の小規模な独立した専用の建築物（以下「専用棟」という。）においては、当該建築物の出入口の扉を開けることにより危険物を貯蔵し、又は取り扱うのに必要な採光が確保できる場合（日没後における危険物の取扱いがないものに限る。）には、条例第31条の3の2第5号に規定する採光の設備を設けないことができるものとする。
- 6 密栓された金属製容器によりガソリン等を貯蔵する専用棟の防災倉庫等（壁、柱、床及び天井が不燃材料で造られているものに限る。）においては、点検維持のための取扱い以外の取扱いがない場合には、条例第31条の3の2第6号に規定する可燃性蒸気を排出するための設備を設けないことができるものとする。
- 7 条例第31条の2第2項第1号に規定する標識等の設置については、次により行うことができるものとする。
 - (1) 屋外タンク及び移動タンクに係る「類、品名及び最大数量」の標識は、当該タンクの外面に直接記載することができること。
 - (2) 貯蔵し、又は取り扱う危険物が、ガソリン、灯油、軽油及び重油の場合には、当該品目を記載することにより類及び品名の表示に替えることができること。
 - (3) 条例第31の4第2項第10号に規定する一の流出防止措置（防油堤）内に複数の屋外タンクを設置しているもの（以下「屋外タンク群」という。）に係る「危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨」の標識及び「防火に関し必要な事項」の掲示板については、当該屋外タンク群に一括して設けることができること。
- 8 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第30号、以下「危政令」という。）第13条第2項第1号イ又は同号ロに規定する方法により地下タンクを設置しているものは、条例第31条の5第2項第7号の規定は適用しないことができるものとする。

9 条例第31条の3の2第3号後段に規定する、傾斜及びためますの設置について、危険物を貯蔵し、又は取り扱う床が当該建築物の強度上又は設備等の設置上支障となる場合は、危険物が流出する危険性があるすべての出入口付近に流出防止用の槽若しくは囲いを設ける等外部へ流出しないような措置を講じるか、若しくは必要量の危険物吸着材を常備する等の漏れ対策を講じることにより、適用しないことができるものとする。



10 危険物を可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）と同一場所で貯蔵する場合は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）第38条の4の規定の例により貯蔵することができる。

この場合、消防本部予防課に届出をすること。

11 条例第23条第1項第2号に規定する百貨店等（延べ面積1000m²以上に限る）の出入口又は階段から水平距離6mの範囲内においては、少量危険物施設又は指定可燃物施設を設置しないよう指導すること。

また、1000m²以下の百貨店等又は不特定多数が出入する施設についても同様の指導をすること。

12 少量危険物又は指定可燃物（以下、「少危等」という。）を貯蔵又は取扱う設備のうち、車輪等（ゴムタイヤ、キャタピラ等）を有し自走可能なもののうち、屋内で事実上固定された状態で使用され、かつ車両として移動のために危険物を消費するものではなく、取扱いのために消費するものについては、条例の基準（第31条の4第2項の規定を除く）を適用するものとする。

※ 例示：自走式の産業廃棄物処理用破砕機、自走可能な自家発電設備等が該当する。

13 条例第31条の2第1項第7号に規定する、可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所とは、第4類の危険物にあつては、特殊引火物、第1石油類又はアルコール類を貯蔵又は取り扱う場所とする。

なお、引火点40度以上の危険物については、貯蔵又は取り扱い状況の実態により判断するものとするが、第2石油類については、極力この指針の適用を考慮し指導すること。

14 第31条の2第2項第8号に規定する「静電気が発生するおそれのある設備」とは、第4類の危険物にあつては、特殊引火物、第1石油類、第2石油類を貯蔵又は取り扱う設備を、その対象としているものであること。

第3 少量危険物の場所に関する貯蔵又は取扱い

1 屋内に空地を設ける貯蔵取扱場所においては、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。（1-1図から1-3図関係）

ただしこの場合、所有者等に対し維持管理および遵守すべき基準について必要な教示をすること。

(1) 貯蔵・取り扱う設備（以下「貯蔵・取扱設備」という。）は、次に掲げるものであること。

ア ボイラー、バーナー等の消費設備

イ 発電設備

ウ 塗装設備（塗装機器と塗装ブースからなるものをいう。ただし、塗装ブースが第3の2に規定する区画となるものは除く。）

- エ 印刷、塗布設備
- オ 焼入れ設備
- カ 放電加工設備
- キ 油圧、切削加工設備
- ク 潤滑油循環設備
- ケ その他これらに類する貯蔵・取扱設備、又は消防署長が認めた貯蔵・取扱設備

(その場で開放することのない密栓された金属製容器で貯蔵するもので、地震等による転倒防止措置をし、漏れ、あふれ、飛散のおそれがないもの※を含む。なお、1の貯蔵場所について、可燃性蒸気の発生がない場所に係る換気設備については自然換気以上となるように、極力指導すること。

※貯蔵最大容器の50パーセントの容量をまかなう不燃性の受け皿等)

- (2) 貯蔵・取扱設備(危険物を移送するための配管を除く。)の周囲には幅3メートル以上の空地(以下「屋内空地」という。)を保有すること。

また、当該屋内空地は、他の貯蔵・取扱設備に係る屋内空地と兼ねることはできないこと。

- (3) 屋内空地は、設備の壁体または排水溝のいずれか合理的な部分からとし、その範囲は、容易に消えない白線等で床面に明示すること。(排水溝をもって替えることも可とする。)
- (4) 建築物の壁、柱により屋内空地が保有できないときは、当該壁(出入口以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱を耐火構造とすることにより、屋内空地の幅を当該耐火構造の壁及び柱までの距離とすることができること。
出入口においては、特定防火設備のうち、随時開けることができる自動閉鎖式の防火戸(以下「特定自閉防火戸」という。)とすること。
- (5) 貯蔵取扱場所の範囲は、当該設備から屋内空地の幅までの床面から上部に及ぶ空間とし、その空間に接する屋根、天井又は上階の床は条例第31条の3の2第1号に規定する天井の材料又は構造とすること。

- 2 屋内に防火上有効な区画を設ける貯蔵取扱場所(容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合を含む)においては、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。(2-1図から2-3図関係)

ただしこの場合、所有者等に対し維持管理および遵守すべき基準について必要な教示をすること。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が、出入口以外の開口部を有しない不燃材料の壁、柱、床又は天井により他の部分と区画すること。

ただし、工程上区域外から監視の必要がある場合、又は採光が必要な場合等で消防署長が火災予防上支障がないと認めた場合は、はめ殺しによる網入りガラス及び特定防火設備を設置することができる。

また、当該場所を隣接して設ける場合には、開口部のない耐火構造の床又は壁により隣接する他の貯蔵取扱場所と区画すること。

これらの際、区画された室の外部に面する部分については、はめ殺しによらない網入りガラスとすることができる。

ただし、外壁間中心線から、1階では水平距離3m以下、2階では水平距離5m以下に建築物があるときは適用できない。(延焼のおそれがある部分。)

- (2) 出入口は、防火設備のうち、防火戸(以下「防火戸」という。)とし、引火点40度未満の危険物の貯蔵取扱場所に設けるものは、特定防火設備のうち、特定自閉防火戸とすること。

(3) その他タンクにあつては、条例第31条の4に適合すること。

3 ボイラー、バーナー等の危険物消費設備とサービスタンク等の危険物貯蔵設備が配管で接続されている形態（これらの設備は、それぞれが少量危険物の数量であるものに限る。）より危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次の各号に掲げるところにより一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。（3-1図から3-3図関係）

ただしこの場合、所有者等に対し維持管理および遵守すべき基準について必要な教示をすること。

(1) 危険物消費設備及び危険物貯蔵設備を一の室に設置する場合は、当該室が一の貯蔵取扱場所となること。

(2) 危険物消費設備及び危険物貯蔵設備を隣接する室にそれぞれ設置する場合は、当該2室が一の貯蔵取扱場所となること。

また、これらの設備を隣接しない室にそれぞれ設置する場合には、当該2室はそれぞれが一の貯蔵取扱場所となること。

(3) 条例第31条の3の基準により屋外に設置する危険物消費設備及び危険物貯蔵設備については、同条第2項第1号に規定する空地又は同項第2号に規定する囲い等を連続し、又は共用して設ける場合には、当該連続する空地又は共用する囲い等の部分が一の貯蔵取扱場所となること。

4 放電加工機による貯蔵取扱場所において、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。（4-1図関係）

ただしこの場合、所有者等に対し維持管理および遵守すべき基準について必要な教示をすること。

(1) 使用する加工液は、引火点70度以上の危険物であること。

(2) 放電加工機は、危険物保安技術協会（消防法第16条の10に規定する法人をいう。）の行う型式試験確認に適合しているもの又は条例第10条の2第1項の規定に適合しているものであること。

(3) 放電加工機（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲には、幅1メートル以上の屋内空地を保有すること。

(4) 建築物の壁及び柱により屋内空地が保有できないときは、当該壁（出入口又は窓がある場合は防火戸とすること。）及び柱を不燃材料とすることにより、屋内空地の幅を当該不燃材料の壁及び柱までの距離とすることができること。

ただし、当該距離は、0.5メートル未満とすることはできない。

(5) その他、第3の1(3)及び(5)に掲げる基準に適合すること。

(6) 当該指針により設置する貯蔵取扱場所の数は、建築物内において一とすること。

(7) 建物、危険物及び電気の火災に適應する第5種小型消火器を2本以上設けること。

5 ドライクリーニングによる貯蔵取扱場所においては、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。（5-1図関係）

ただしこの場合、所有者等に対し維持管理および遵守すべき基準について必要な教示をすること。

(1) 危険物は、引火点40度以上の危険物であること。

(2) 使用する危険物は、金属製収納庫（収納庫には、容器からこぼれた危険物が当該収納庫外に流出しない措置を講じたものに限る。）に密栓して容器で貯蔵すること。

(3) 第3の5(2)の金属製収納庫及び洗濯機器（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲には、幅1メートル以上の屋内空地を保有すること。

(4) その他第3の4(4)から(7)に掲げる基準に適合すること。

6 建築物の屋上に空地を設ける貯蔵取扱場所においては、次の各号に掲げる条件のすべてに適合する場合には、条例第31条の3の2の規定は適用しないことができるものとし、かつ、適合する当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。(6-1図から6-2図関係)

この場合、所有者等に対し維持管理および遵守すべき基準について必要な教示をすること。

- (1) 貯蔵取扱場所は、建築物の高さ31メートルを超える部分には設けないこと。
- (2) 危険物は、引火点40度以上の危険物(当該引火点以上での取り扱いがないものに限る。)であること。

(3) 貯蔵し、又は取り扱う設備(以下「設備」という。)は、次に掲げるものであること。

ア 発電設備、ボイラー、バーナー等の消費設備(以下「発電設備等」という。)

イ 上記アへ危険物を供給する燃料タンク、タンク等の貯蔵設備(以下「貯蔵設備」という。)

(4) 設備は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に固定すること。

(5) 発電設備等(危険物を移送するための配管を除く。)は、次によること。

ア 発電設備等は、キュービクル(鋼板で造られた外箱をいう。)に収納するものとし、当該キュービクルの周囲には、危険物の流出防止のため高さ0.15メートル以上の囲いを設け、かつ、ためます又は油分離槽を設けること。

ただし、当該キュービクル自体の敷居高等により同等の流出防止が図られる構造の場合には、上記の囲い又は油分離槽は設けないことができる。

イ 発電設備等は、点検のできる空間を確保してキュービクル内に設置すること。

ウ キュービクルの内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備又は機器を設けること。

エ キュービクルの周囲(危険物を移送するための配管を除く。)には、幅1メートル以上の空地(以下「屋上空地」という。)を保有すること。

ただし、屋上空地が、建築物の壁及び柱により保有できないときは、当該壁(特定自閉防火戸以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱を耐火構造とすることにより、屋上空地の幅を当該耐火構造の壁及び柱までの距離とすることができる。

(6) 貯蔵設備は、次によること。

ア 燃料タンク(当該燃料タンクの容量は、収納する危険物の指定数量未満の容量のものに限る。以下同じ)は、条例第31条の4(第10号の規定を除く。)の基準及び配管にあつては条例第31条の2第2項第9号の基準に適合すること。

また、燃料タンクは、第3の6(5)アに規定するキュービクル内に設けることができること。

イ 貯蔵設備の周囲には、幅1メートル以上の屋上空地を保有すること。

ウ 貯蔵設備には、危険物の流出防止のため、貯蔵する危険物の全数量を収納できる容量以上の不燃性の材料で造った防油堤を設けること。

ただし、キュービクル内に設ける燃料タンクは除く。

エ ウの防油堤には、その内部の滞水を外部に排水するため、水抜口を設け、これを開閉する弁等を防油堤の外部に設けること。

7 発電設備等と貯蔵設備(燃料小出槽を含む)が、一の少量危険物貯蔵取扱場所の場合は次の指導方針とする。

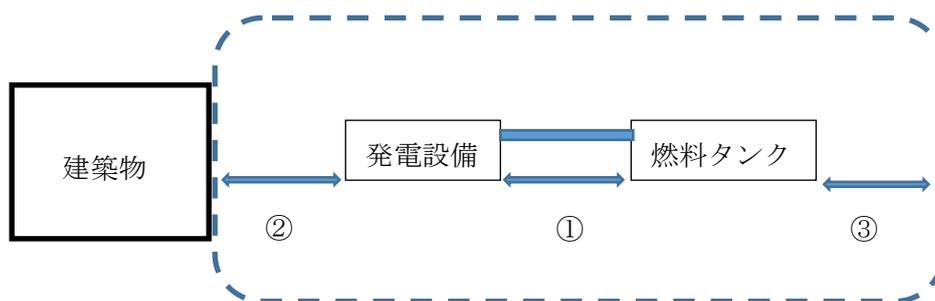
※「条例適合キュービクル」とは消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するものをいう。

(1) 屋外の地上に設置する場合（屋外設置）

	発電設備及び燃料タンクともにキュービクル式	発電設備又は燃料タンクのいずれかがキュービクル式	発電設備及び燃料タンクともにキュービクル式以外
発電設備と燃料タンクの距離①	<u>1 m以上</u>	<u>1 m以上</u> （条例第31条の3第2項第1号に定める「防火上有効な塀」を設ける場合と同等と認めるものとし1 m以上を指導）	<u>1 m以上又は2 m以上</u> （発電設備の燃料消費量が指定数量の5分の1以上2分の1未満の場合は1 m以上、指定数量の2分の1以上指定数量未満の場合は2 m以上）

	発電設備がキュービクル式	発電設備がキュービクル式以外
建築物と発電設備の距離②	<u>1 m以上</u> （条例適合キュービクルでない場合は <u>3 m以上</u> ）	<u>① 1 m以上</u> 若しくは <u>② 2 m以上</u> 、又は <u>③ 3 m以上</u> （①発電設備の燃料消費量が指定数量の5分の1以上2分の1未満の場合は1 m以上、②指定数量の2分の1以上指定数量未満の場合は2 m以上）（③条例第11条第2項に定めるとおり3 m以上。ただし、不燃材で造り、又はおおわれた外壁で開口部のないものに面するときは1 m以上）

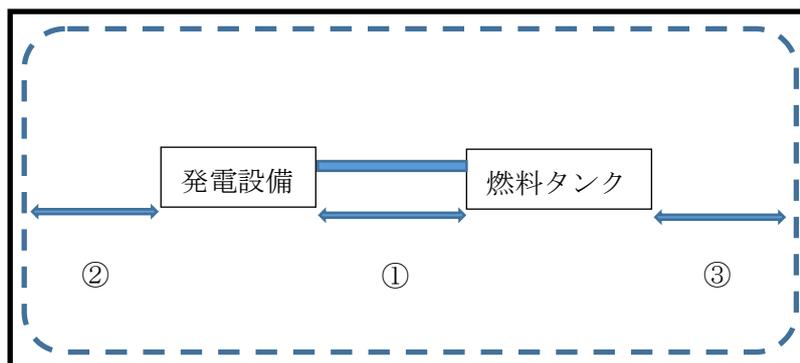
燃料タンクからの距離③	<u>1 m以上</u> （燃料タンクの貯蔵量が指定数量の2分の1以上指定数量未満の場合は1 m以上。指定数量の2分の1未満の場合は概ね <u>1 m以上</u> を指導する。）
-------------	---



(2) 屋内の区画された室（不燃材料等で区画された1室又は発電機室等の専用室）に設置する場合（区画室設置）

発電設備と燃料タンクの距離①	1 m以上（燃料タンクが発電設備と同一のキュービクル内にはない場合は、条例第3条第1項第17号ウのただし書きに規定する「油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク」として、1 m以上距離を指導する。）
発電設備と壁との距離②	条例第12条第2項（条例第11条第1項第3号の2）に定める距離は、概ね1 m以上を指導する。
燃料タンクと壁との距離③	0.5 m以上（容易に点検ができる距離を指導する。）

【防火上有効に区画された室（屋内）】



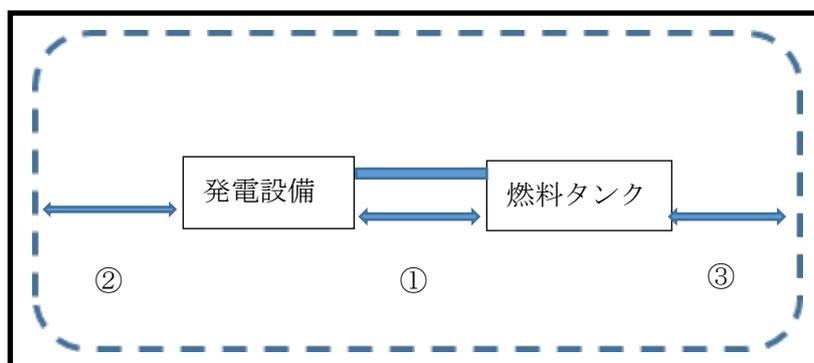
(3) 屋上に設置する場合（屋上設置） 次の条件を全て満たすこと。

条件①耐火構造の建築物の屋上に設置する場合

②屋上に設置する発電設備はキュービクルに収納する場合

発電設備と燃料タンクの距離①	1 m以上（燃料タンクが発電設備と同一のキュービクル内にはない場合は、条例第3条第1項第17号ウのただし書きに規定する「油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンク」として認め、1 m以上の距離を指導する。）
発電設備と壁との距離②	1 m以上
燃料タンクからの距離③	1 m以上

【屋上】



8 給油ポンプを有する少量危険物施設（ポータブル式計量機等）の指導は、平成26年1月24日付け「給油ポンプを有する少量危険物貯蔵タンクの設置に係る指導方針について（通知）」を準用すること。

なお、危険物数量の算定は危険物消費設備（1日最大取扱い量）と燃料タンクの大なる方の危険

物の数量とすることができる。

- 9 屋外タンク群により危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次の各号に掲げるところにより当該一の屋外タンクを一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。(7-1図から7-2図関係)

ただしこの場合、所有者等に対し維持管理および遵守すべき基準について必要な教示をすること。

- (1) 屋外タンク(危険物を移送するための配管を除く。)の周囲には、条例第31条の3第2項第1号に規定する空地を保有すること。

また、指定数量の2分の1未満の屋外タンクには、タンク外面の点検ができるように周囲0.5メートルの空間を保有すること。

ただし、タンクと防油堤間の距離はタンク頂部からの漏えい危険を考慮するものとする。

- (2) 第3の7(1)の空地又は空間は、他の屋外タンクに係るものと兼ねることができること。
(3) 一の流出防止措置(防油堤)内に設置できる屋外タンクの容量の合計は、1万リットル以下とすること。
(4) 流出防止措置(防油堤)には、当該流出防止措置(防油堤)を貫通して配管を設けないこと。
ただし、当該流出防止措置(防油堤)に損傷を与えないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

- 10 蓄電池設備による貯蔵取扱場所においては、次の基準によることができる。

- (1) 次のアからウのいずれかに適合する場合においては、条例第31条の2第2項第7号、条例第31条の3第2項第2号の規定は適用しないことができる。

ア JIS(日本産業規格)C8715-2又はC4441に適合するもの。

イ IEC(国際電気標準会議)62619又は62933-5-2に適合するもの。

ウ UL(米国保険業者安全試験所)9540A又は1973に適合するもの。

- (2) 建築物の屋上に設置する場合において、(1)に適合するもの、かつ、次のアからエに掲げる条件のすべてに適合する場合には、条例第31条の3の2の規定は適用しないことができるものとし、適合する当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。

ア 貯蔵取扱場所は、建築物の高さ31メートルを超える部分には設けないこと。

イ 壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に固定すること。

ウ 蓄電池設備は、キュービクル又はコンテナ(以下キュービクル等)に収納されていること。

エ キュービクル等の周囲には、幅1メートル以上の屋上空地を保有すること。

ただし、屋上空地が、建築物の壁及び柱により保有できないときは、当該壁(特定自閉防火戸以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱を耐火構造とすることにより、屋上空地の幅を当該耐火構造の壁及び柱までの距離とすることができる。

- (3) 屋外に設置する場合において、(1)に適合するもの、かつ、次のアからウに掲げる条件すべてに適合する場合には、当該場所は、一の貯蔵取扱場所として扱うことができる。

ア 蓄電池設備は、キュービクル等に収納されていること。

イ 堅固な基礎の上に固定すること。

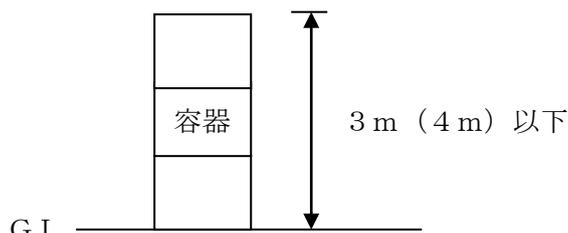
ウ キュービクル等の周囲には、幅1メートル以上の空地を保有すること。

ただし、空地が、建築物の壁及び柱により保有できないときは、当該壁(特定自閉防火戸以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱を耐火構造とすることにより、空地の幅を当該耐火構造の壁及び柱までの距離とすることができる。

- (4) 複数の蓄電池設備をまとめて一の貯蔵取扱場所として扱う場合には、キュービクル等間の離隔距離は不要とする。

第4 少量危険物の共通指針

1 条例第31条の2第1項第17号に規定する高さは、次によること。



2 条例第31条の2第1項第10号に規定する「温度が局部的に上昇しない方法」とは、次のいずれかによること。

- (1) 直火を用いない方法
- (2) 熱源と被加熱部を相対的に動かしている方法
- (3) 熱源の分布又は被加熱部の分布により偏りを生じさせない方法

3 条例第31条の2第1項第12号に規定する「区画された場所等」とは、次に掲げる場所等をいうものとする。

- (1) 屋外で、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所
- (2) 屋内で周囲の壁のうち50%以上が開放され、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所
- (3) 屋内で、不燃材料又はこれと同等以上の材料の隔壁で区画され、開口部に防火戸（又はエアーカーテン）が設けられ、当該区画内に火源となるものが存在しない場所
- (4) 屋内で、不燃性の塗装ブースを設け、その周辺に火源となるものがない場所

4 条例第31条の2第1項第13号に規定する「危険物が危険な温度に達しない方法」については、次のいずれかによること。

- (1) 焼入油の容量を十分にとる方法
- (2) 循環冷却装置を用いる方法
- (3) その他前(1)、(2)に掲げるものと同等以上の効力があると認められる方法

5 条例第31条の2第2項第2号に規定する「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」については、戻り管、フロートスイッチ、警報装置、逆止弁、ふた、囲い、受皿等その危険物の貯蔵、取り扱い実態により、有効な装置が設けられていること。

なお、自然流下による戻り管口径は、給油管の口径の概ね1.5倍以上とすること。

6 条例第31条の2第2項第4号に規定する「防火上安全な場所」とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画されている場合をいう。「附帯設備」とは、自動制御装置、引火防止措置等直火を用いることによる引火、局部加熱等を防止するために有効な設備であること。

7 条例第31条の2第2項第5号に規定する「安全装置」とは、異常な圧力上昇の場合、安全弁、破壊板等の作動により、圧力を安全に放出する装置をいい次のものをいう。

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- (2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) 警報装置で安全弁を併用したもの

8 条例第31条の2第2項第8号に規定する「静電気を有効に除去する装置」とは、次によること。

- (1) 接地方式による場合の接地抵抗値は、概ね1000オーム以下、接地線の太さは断線するおそれのない十分な太さのものを使用しなければならない。
- (2) 接地方式以外の静電気の除去方式としては、空気をイオン化する方法又は湿度を増加させる

方法があるが、この場合は設備の実態に応じた適切な措置を講ずること。

9 条例第31条の2第2項第9号に規定する配管には、通気管も含むものであること。

10 条例第31条の2第2項第9号アに規定する配管には、次のものが該当するものであること。

(1) 金属製配管

日本工業規格	名称	記号
J I S G 3 1 0 1	(一般構造用圧延鋼材)	S S
3 1 0 3	(ホイラー等炭素鋼管及びモリブテン鋼鋼板)	S B
3 1 0 6	(溶接構造用圧延鋼材)	S M
3 4 5 2	(配管用炭素鋼鋼管)	S G P
3 4 5 4	(圧力配管用炭素鋼鋼管)	S T P G
3 4 5 5	(高圧配管用炭素鋼鋼管)	S T S
3 4 5 6	(高温配管用炭素鋼鋼管)	S T P T
3 4 5 7	(配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)	S T P Y
3 4 5 8	(配管用合金鋼板)	S T P A
J I S G 3 4 5 9	(配管用ステンレス鋼鋼管)	S U S - T P
3 4 6 0	(低温配管用鋼管)	S T P L
4 3 0 4	(熱間圧延ステンレス鋼板)	S U S - H P
4 3 0 5	(冷間圧延ステンレス鋼板)	S U S - C P
4 3 1 2	(耐熱鋼板)	S U H - P
J I S H 3 3 0 0	(銅及び銅合金継目無鋼管)	C - T, - T S
3 3 2 0	(銅及び銅合金溶接管)	C - T W, - T W S
4 0 8 0	(アルミニウム及びアルミニウム合金継目無鋼管)	A - T E S, - T D, - T D S
4 0 9 0	(アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管)	A - T W, - T W S
4 6 3 0	(配管用チタン管)	T T P

(2) 合成樹脂製配管

危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管を使用する場合は、性能評価確認書を確認すること。

(3) FRP配管

液体の危険物を取り扱う配管及び通気管には、金属製以外のものとして強化プラスチック製配管（FRP配管）を次により使用することができる。

ア FRP配管は、火災等による熱により悪影響を受けるおそれのないよう地下に直接埋設する。

イ 蓋を鋼製、コンクリート製又はこれらと同等以上の不燃材料とした地下ピットに設けることができる。ただし、自動車等の通行するおそれのある場所に蓋を設ける場合は、十分な強度を有するものであること。

ウ FRP配管は、JIS K 7013「繊維強化プラスチック管」附属書2「石油製品搬送用繊維強化プラスチック管」に適合又は相当する呼び径100A以下のものとする。

(4) その他の配管

タールエポキシ樹脂被覆鋼管（タールエポキシ樹脂を配管外面に0.45mm以上の塗膜厚さで塗覆したもの）、JIS G 3469ポリエチレン被覆鋼管、ナイロン12樹脂被覆鋼管（口径

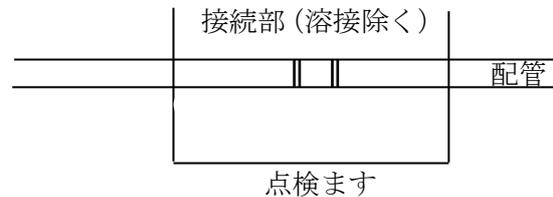
15A～100Aの配管にナイロン12を0.6mm以上の厚さで粉体塗装したもの)、硬質塩化ビニルライニング鋼管(口径15A～200A配管にポリエステル系接着剤を塗布し、その上に硬質塩化ビニル(厚さ2.0mm)を被覆したもの)、ポリエチレン熱収縮チューブ(ポリエチレンチューブを配管に被覆した後、バーナー等で加熱し、2.5mm以上の厚さで均一に収縮密着するもの)等がある。

1.1 条例第31条の2第2項第9号エに規定する「腐食を防止するための措置」とは、次に掲げる措置をいう。

- (1) 防食塗料による塗装(コールタールエナメル等)
- (2) 合成樹脂被覆(エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック等)又は防食テープによる覆装(ペトラタム系含浸テープ等)
- (3) (1)、(2)に掲げるものの併用による塗覆装
- (4) その他前(1)、(2)、(3)に掲げるものと同様以上の防食を防止できる措置
- (5) 直流電気鉄道の軌道又はその変電所からおおむね1kmの範囲内にある場所及び直流電気設備の周辺等、電氣的腐食のおそれがある場所については、電気防食を行うこと。

1.2 条例第31条の2第2項第9号オに規定する「漏えいを点検することができる措置」とは、次に掲げる措置等をいう。

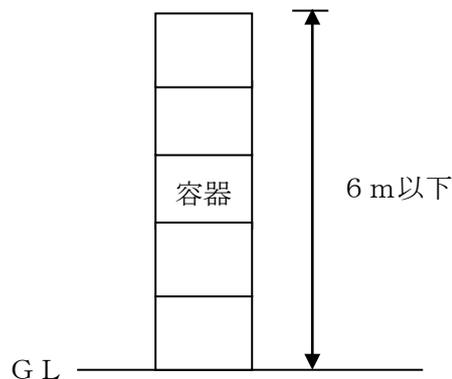
- (1) 点検ますによるもの
 - ア 25cmの円が内接できるもの
 - イ 深さは十分に点検できるもの



- (2) 配管の気密試験ができる構造となっているもの

第5 屋外貯蔵の指針

1 条例第31条の3第1項に規定する高さは次によること。



2 条例第31条の3第2項第1号に規定する「防火上有効な塀」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 材質は、不燃材料又はこれと同様以上の防火性能を有するものであること。
- (2) 高さは、1.5m以上であること。この場合において貯蔵又は取り扱いに係る施設の高さが1.5mを超える場合には、当該施設の高さ以上であること。

(3) 幅は、空地を保有することができない部分を遮蔽できる範囲以上であること。

(4) 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。

3 条例第31条の3第2項第1号ただし書に規定する「開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁」とは、第5の2(1)及び(2)に該当するものであること。

4 条例第31条の3第2項第2号に規定する「囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置」とは、貯蔵又は取り扱う設備、場所等の状況に応じ、弾力的に運用するものであるが、有効な囲い等、あるいは、当該場所の周囲に適当な傾斜をつけた溝でもよいこと。又「危険物が浸透しない材料」とは、ある程度の浸透防止効果があるコンクリートの他タールエポキシ等の施工材料をいう。

第6 屋内貯蔵の指針

1 条例第31条の3の2第6号に規定する「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合」とは、引火点が40度未満の物を貯蔵又は取り扱っている場合とする。

「排出」とは、機械排気によるものとする。

「高所」とは、屋根上を意味し、それによりがたい場合は、地上2m以上とすること。

第7 タンク（地下及び移動タンクを除く。）の指針

1 条例第31条の4第2項第1号に規定する各表の厚さは、JIS G3101(SS400)を標準としているので、その他のものは引張強さ、伸び等について試験結果証明等により確認すること。

(1) 鋼板以外の材料で造る場合は、この最小板厚と同等以上の機械的性質を有する材料で造る必要があり、ステンレス鋼、アルミニウム鋼等で条例第31条の4第2項第1号に掲げる表のタンク容量区分に応じて次式により算出された数値以上の板厚を有するものであること。

$$t = \frac{400}{\theta} \times t_0$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)
θ : 使用する金属板の引張強さ (N/mm²)
t₀ : タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ (mm)

(2) 圧力タンク以外のものにあつては水張試験を、圧力タンク（最大常用圧力が水柱500mm「0.49N/mm²」を超える圧力がかかるものをいう。）にあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間水圧試験を行い、漏れ又は変形しないものであること。

水張試験、水圧試験は設置者等が行う自主検査で支障はない。

2 条例第31条の4第2項第2号に規定する措置は、次によること。

(1) 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものであること。ただし、べた基礎の場合は、無筋コンクリート造とすることができる。

(2) 架台

ア 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3m以下であること。

イ 架台は不燃材料で造られ、タンクが満油状態のときの荷重を十分ささえることができ、かつ、地震動等の振動に十分耐えることができる構造であること。

(3) 固定方法

ア タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板がボルト等で固定されていること。

イ タンクが直接基礎に固定されることなく締め付けバンド及びボルト等により、間接的に固定されていること。この場合においてバンド及びボルト等には、さび止め塗装がされていること。

3 条例第31条の4第2項第4号に規定する「有効な安全装置」とは、第4の7と同様のものであること。又「有効な通気管又は通気口」とは、次に掲げるものであること。

- (1) 内径は、20mm以上とすること。
- (2) 先端の位置は、地上2m以上の高さとし、かつ建築物等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1m以上離すこと。
- (3) 先端の構造は、雨水の浸入を防ぐものとする。
- (4) 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。

4 条例第31条の4第2項第5号に規定する「引火を防止するための措置」とは、40メッシュ（1インチ平方あたり1,600のます目のあるもの—アメリカ式）以上の銅又はステンレスの縄を張ったもの等とすること。

5 条例第31条の4第2項第6号に規定する「危険物の量を自動的に表示することができる装置」（ガラス管等を用いるものを除く。）については、次に掲げるものとする。

- (1) フロート式液面計（タンク内の液面に位置したフロートの変位ワイヤーを介してタンク外部の指示計に液量を表示するもの）
- (2) 圧力式液面計（ダイヤフラムを内蔵した検出部で液圧を検出して指示計に表示するもの）
- (3) 静電容量式液面計（空気と貯蔵する液体との誘導率の差を利用し、液面高さに応じて変化する二重円筒形電極の静電容量を検出し、表示するもの）

※ ガラス管を用いるものは原則として使用することはできないが、硬質ガラス管を使用し、これを金属管で保護し、ガラス管が破損した際に自動的に危険物の流出を停止する装置（ボール入り自動停止弁等）を設けた場合は、表示装置として使用することを認める。

油量自動表示装置は、タンク内の蒸気が外部に発散しない構造としなければならない。

6 条例第31条の4第2項第7号に規定する注入口は、火気使用場所から十分な距離を有する場所の他、次に掲げるような火災予防上安全な場所に設けることとし、弁又は、ふたは金属製のものとする。

- (1) 注入口の位置は、原則として屋外とすること。やむを得ず屋内に設ける場合は、火気使用場所と防火上有効に遮蔽された位置に設けること。
- (2) 注入口は、可燃性蒸気等の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた位置とする。なお、注入口を危険物製造所等の注入口と併設する場合は、できる限り離して設けるとともに、注入口のふたに「少危」の文字を表示すること。

7 条例第31条の4第2項第9号に規定する「当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置」とは、曲り管や可撓管継手等を設けることをいい（配管が著しく細く、可撓管継手を設けることができない場合には、タンク直近部分を内径200mm以上のループ状とすること。）、次表によること。

管の呼び (A)	長さ (mm) 以上
25未満	300
25以上50未満	500
50以上	800

その他「可撓管継手の設置等に関する運用基準について（昭和56年消防危第20号）」によること。

8 流出防止

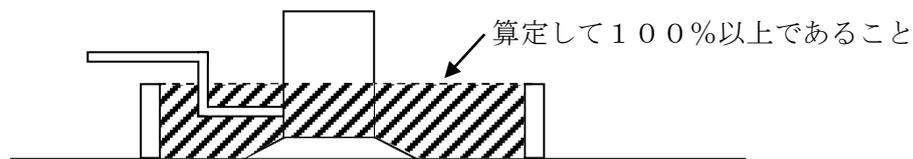
条例第31条の4第2項第10号に規定する「流出を防止するための有効な措置」は、次によること。

- (1) 一の流出止め（屋内の場合にあつては、敷居等を利用したものでも良いこと。）内に二以上のタンクを設ける場合は、当該容量は、最大容量のタンクの100%以上とする。

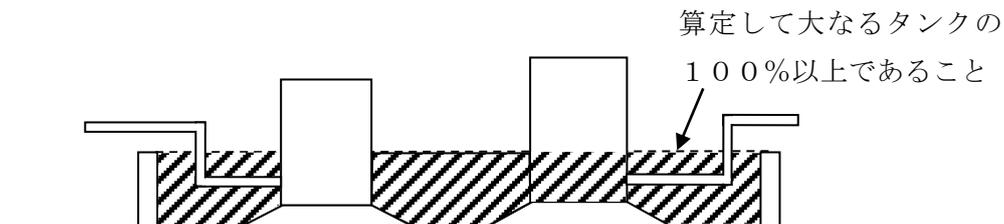
この場合において、配管の破損等により流出事故が発生した際、タンク直近の開閉弁の操作等により、複数のタンクから同時に危険物が流出するおそれのないものとする。

(2) 容量の算定

ア 一の流出止め内に一のタンクを設ける場合



イ 一の流出止め内に二以上のタンクを設ける場合



- (3) 流出止めの構造は、RC造、RCブロック造、又は鋼板等不燃材料とし、油圧に耐えられる構造であること。
- (4) 流出止め内には、タンクのための配管以外の配管を設けないこと。また、配管は当該流出止めを貫通させないこと。
- (5) 屋外タンクの場合にあつては、流出止め内の滞水を外部に排水できるように水抜き口（開閉弁付きとする。）を設けること。

9 条例第31条の4第2項第11号に規定する「防食を防止するための措置」とは、アスファルトサンドの敷設、電気防食等があり、単なる錆止め塗装はこの措置に該当しない。

第8 地下タンクの指針

- 1 条例第31条の5第2項第1号に規定する「コンクリート造等のタンク室」の構造は、コンクリート造にあつては厚さ20cm以上又はこれと同等以上の鉄筋コンクリートで造り、タンクとタンクとの間は10cm以上の間隔を保つものとし、タンク室には乾燥砂又は人工軽量骨材を充填するものであること。
- 2 条例第31条の5第2項第3号に規定する固定方法は、タンクが直接基礎に固定することなく締め付けバンド、ボルト等により、間接的に固定してあること。又バンド、ボルト等には、さび止め

の塗装をすること。

3 条例第31条の5第2項第7号に規定する「危険物の漏れを検知する設備」の管は、次に掲げるものとする。

(1) 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。

(2) 長さは、地盤面からタンク基礎までとすること。

(3) 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。

(4) 上端部は、水の浸入しない構造とし、かつ、ふたは点検等の際、容易に開放できるものとする。

4 タンクは、危険物の規制に関する政令第13条第2項に規定する二重殻タンク又は、危険物の規制に関する規則第24条の2の5に規定する漏れ防止構造を指導すること。

5 施設を廃止しようとするときは、「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全管理指導指針」（平成3年7月11日消防危第78号）により処置すること。

第9 移動タンクの指針

1 常置場所

(1) 条例第31条の6第2項第1号に規定する「火災予防上安全な場所」とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講ずることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等であること。

(2) 給油取扱所内を常置場所とする場合は、給油空地又は注油空地以外の場所で火災予防上支障のない場所で、明瞭な白線又は文字等により常置場所である旨の表示をすること。

この場合、消防本部予防課危険物担当に、津市危険物規制規則第3条第2項に基づき、常置場所を図示した図面等を添付のうえ、軽微な工事の届出書を提出するように指導すること。

(3) 常置するときは、当該タンクは、空であること。

2 固定

条例第31条の6第2項第3号に規定する「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいうものであること。

3 構造

(1) 条例第31条の6第2項第8号に規定する防護枠は、厚さ2.3mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する型钢の枠を当該付属装置の周囲に、その高さ以上となるように設けること。

(2) 条例第31条の6第2項第9号に規定する「非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等」とは、必ずしもレバー操作により閉鎖するものには限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えなければならないものであること。

(3) 「その旨を表示」とは、レバーの場合にあつては、「移動タンク貯蔵所の指導基準」（昭和48年消防予第45号）に倣い、下図のようによること。

緊急レバー 手前に引く

字一赤、地一白

「緊急レバー手前に」の文字については、15mm×15mmとし、「引く」の文字については、

22mm×22mmとする。

又レバー以外のものにあつては、非常時に操作する弁等である旨が表示されていること。

- (4) 荷台は可燃材のものを用いないこと。
- (5) 危規則第35条第2号に規定する自動車用消火器のうち、当該貯蔵し、又は取り扱う危険物のいずれかに適応するものを1個以上設けること。
- (6) 条例第31条の2第2項第1号に規定する標識の記載事項うち、貯蔵し、又は取り扱う危険物が灯油又は重油であるときは、類別の記載を省くことができる。

4 取扱い

- (1) 条例第31条の6第1項第1号に規定する注油ホースは、次に適合するものであること。
ア 材質は、貯蔵し、又は取り扱う危険物によって侵されるおそれがなく、かつ、取り扱うときの圧力等に、十分耐える強度を有すること。
イ 長さは、20m以下とするとともに、延長又は収納に際し、ねじれ屈曲、損傷等を生じないものであること。
- (2) 条例第31条の6第1項第2号に規定する「安全な注油に支障がない範囲の注油速度とは、概ね灯油にあつては60L/min以下、軽油にあつては180L/min以下の速度をいうものであること。
- (3) 条例第31条の6第1項第3号及び第4号に規定する「静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物」とは、危政令第27条第6項第4号ハ又はホ（ガソリン、ベンゼン等の第一及び第二石油類並びに特殊引火物をいう。）で、その対象としているものであること。
- (4) 条例第31条の6第1項第3号に規定する「有効に接地」とは、導線によりタンクと接地電極等との間を繋結して行うこと等をいう。
- (5) 危険物を容器に詰め替える際の漏れ、あふれ、又は飛散しないための措置（条例第30条第1項第3号）として、詰め替え用受皿を備え付け、詰め替えは、当該皿の上で行うこと。

5 最大積載量の関係から特殊車両（8ナンバー）として車両登録をする必要がある場合は、原則として届出前に車検を受検すること。

ただし、消防署長が認めたときは、届出後に受検することができるものとするが、車検後速やかに車検証の写しを提出させること。

第10 危険物の数量及び各種届出等

- 1 第3の各項に規定する一の貯蔵取扱場所が、一の建築物に他の貯蔵取扱場所と設置される場合又は屋外タンク群により貯蔵し、若しくは取り扱う場合には、消防法第10条第2項に規定する「同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合」に該当しないものとし、当該一の貯蔵取扱場所に係る危険物の数量は、他の貯蔵取扱場所の数量と合算しないことができる。
- 2 津市消防法等施行取扱規則第14条に規定する少量危険物貯蔵取扱届出書（以下、「少危届出書」という。）受理後、現地検査実施時に視認できない箇所又については、必要に応じ中間検査を実施するか工事写真等の必要資料を提出させること。
- 3 施設の位置・構造・設備の変更、貯蔵取扱危険物の種類・数量・倍数変更をしようとする者は、少危届出書を提出すること。

この場合、少危届出書のみだし部分の右側に「(変更)」と明記すること。

記載例： 少量危険物・貯蔵届出書(変更)
指定可燃物 取扱い

4 少量危険物施設において、火災又は油流出等の事故が発生した場合は、津市危険物規制規則（平成18年津市規則第230号）第20号様式（危険物製造所等事故発生届出書）を準用し、事故に至る経緯、事故対応及び再発防止措置等を明記するとともに、必要書類及び図面を添付のうえ消防署長へ届け出ること。

記載例： 少量危険物施設
危険物製造所等事故発生届出書

第11 指定可燃物の品名に関する事項

- 1 鉄べされた羊毛（圧縮した原毛の入った麻袋を針金で締め、圧縮した状態のまま流通しているものをいう。）は、綿花類に該当しないものとする。
- 2 水で浸漬された廃材及びおがくずで軽く圧して水分の付着するものは、木くずに該当しないものとする。
- 3 丸太（電柱及び建築用足場に使用するものは除く。）は、木材加工品に該当しないものとする。
- 4 綿花類、ぼろ及び紙くず、糸類は、「45度傾斜バスケット法燃焼試験」による所定の試験結果により不燃性又は難燃性が確認された場合は、それぞれの品名に該当しないものとする。
- 5 合成樹脂類は、「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験法（JIS K7201）」による酸素指数26以上のものは、不燃性又は難燃性を有するものとし、合成樹脂類に該当しないものとする。
- 6 PKS（パーム椰子殻）は再生資源燃料として取り扱う。
- 7 指定可燃物の異なる品名等で造られている製品等は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 指定可燃物の異なる品名で造られている製品等は、当該品名に係る「数量」の単位（キログラム又は立方メートルをいう。）の重量又は容積百分率により、製品等の50パーセント以上を占める方の指定可燃物の品名に該当すること。
 - (2) 指定可燃物の品名に該当する物品と該当しない物品で造られている製品等は、当該品名に係る「数量」の単位の重量又は容積百分率により、品名に該当する物品が製品等の50パーセント以上を占める場合には、指定可燃物の品名に該当すること。

第12 指定可燃物の周囲の状況又は特殊な設備等に関する事項等

- 1 次に掲げる場所又は類似した形態による場合は、指定可燃物の貯蔵及び取扱いに該当しないものとする。
 - (1) 水中に貯蔵している木材加工品
 - (2) 事務所、ホテル、学校等で日常的に使用されているソファ、ベッド、椅子、机等の木材加工品及び合成樹脂類
 - (3) 倉庫等の保温保冷の断熱材として使用する合成樹脂類
 - (4) 百貨店等のショーウィンドウで陳列、展示されているもの
 - (5) 建築現場、道路工事現場で施工されている断熱材、道路の舗装材等
 - (6) 搬送用として使用（搬送品が収納されているものに限る。）されているビールケース、パレット等の合成樹脂類
- 2 可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う床が当該建築物の強度上又は設備等の設置上支障となる場合には、第2の9の規定を準用するものとする。
- 3 条例第34条第2項第2号及び第3号アに規定する散水設備は、ドレンチャー設備又はスプリン

クラー設備等とする。

- 4 条例第34条第2項第3号ウに規定する区画は、取扱いに付随する最低限の貯蔵であり、火災予防上支障がないと消防署長が認めた場合は、設置しないことができる。
- 5 条例第46条第1項及び第2項の届出のうち指定可燃物の届出は、火災予防上必要と認められる場合は5倍未満についても届出を指導すること。
- 6 施設の位置・構造・設備の変更、貯蔵取扱危険物の種類・数量・倍数変更をしようとする者は、津市消防法等施行取扱規則（平成18年津市規則第229号）第14条に規定する指定可燃物貯蔵取扱届出書を提出すること。

この場合、当該届出書のみだし部分の右側に「(変更)」と明記すること。

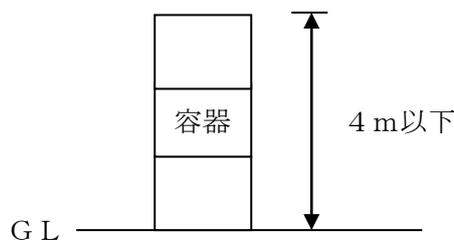
記載例： 少量危険物・貯蔵
指定可燃物・取扱い 届出書(変更)

- 7 指定可燃物施設において、火災又は油流出等の事故が発生した場合は、津市危険物規制規則（平成18年津市規則第230号）第20号様式（危険物製造所等事故発生届出書）を準用し、事故に至る経緯、事故対応及び再発防止措置等を明記するとともに、必要書類及び図面を添付のうえ消防署長へ届け出ること。

記載例： 指定可燃物施設
危険物製造所等事故発生届出書

第13 指定可燃物（動植物油を含む。）の指針

- 1 条例第33条第1項第1号イに規定する表示等は、危規則第39条の3第2項に規定する用語の意味と同一であること。
- 2 条例第33条第1項第2号に規定する高さとは次によること。



- 3 綿花類等のうち再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等「廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの」）を集積する場合、5メートル以下の適切な集積高とすること。

その他の綿花類等を集積する場合は、高さ6メートルを超えて集積しないこと。

ただし、高さ6メートルを超える部分に有効に消火剤がかかり、災害の拡大を防止するための十分な措置を講じた場合（屋内消火栓、屋外消火栓、散水設備等の設置）は、有効に消火剤がかかる高さまで集積できるものとする。

第14 指定数量の5分の1未満の危険物（以下「微量危険物」という。）に関する事項

一の建築物に複数の微量危険物が存在し、その危険物の数量の合計が指定数量の5分の1以上（第3に規定する少量危険物の貯蔵取扱場所の数量は除く。）となる場合に、当該建築物の個々の微量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所が、次の各号に掲げる条件のすべてに適合するときは、当該個々

の微量危険物の場所を一の貯蔵取扱場所として扱い、当該場所ごとに危険物の数量を算定することができる。

ただしこの場合、所有者等に対し維持管理および遵守すべき基準について必要な教示をすること。

- (1) 当該個々の微量危険物の貯蔵取扱場所は、第3に規定する少量危険物の指針を準用すること。
準用する場合において、第3の規定中「幅3メートル以上の空地」とあるのは「幅1メートル以上の空地」と、「耐火構造」又は「不燃材料」とあるのは「不燃材料又は準不燃材料」と、「特定防火設備のうち、防火戸とし、随時開けることができる自動閉鎖式」とあるのは「防火設備のうち、防火戸」と読み替えるものとする。また、第3の規定中「出入口以外の開口部を有しない」及び「開口部のない」とある部分は準用しない。
- (2) 当該建築物の屋内又は屋上に設置するすべての貯蔵取扱場所（第3に規定する少量危険物の貯蔵取扱場所の数量は除く。）における危険物の数量の合計は、指定数量の倍数を1未満とすること。

第15 施行日及び経過措置

この指針は平成20年4月1日から施行する。

なお、この指針の施行前に届出済みの施設については、指針に適合しない当該部分の位置、構造及び設備を変更しない限りにおいて、なお従前の例によるものとし、この指針は適用しない。

改正

平成29年8月23日

経過措置

この指針の施行前に届出済みの施設については、指針に適合しない当該部分の位置、構造及び設備を変更しない限りにおいて、なお従前の例によるものとし、この指針は適用しない。

改正

令和2年4月1日

経過措置

この指針の施行前に届出済みの施設については、指針に適合しない当該部分の位置、構造及び設備を変更しない限りにおいて、なお従前の例によるものとし、この指針は適用しない。

改正

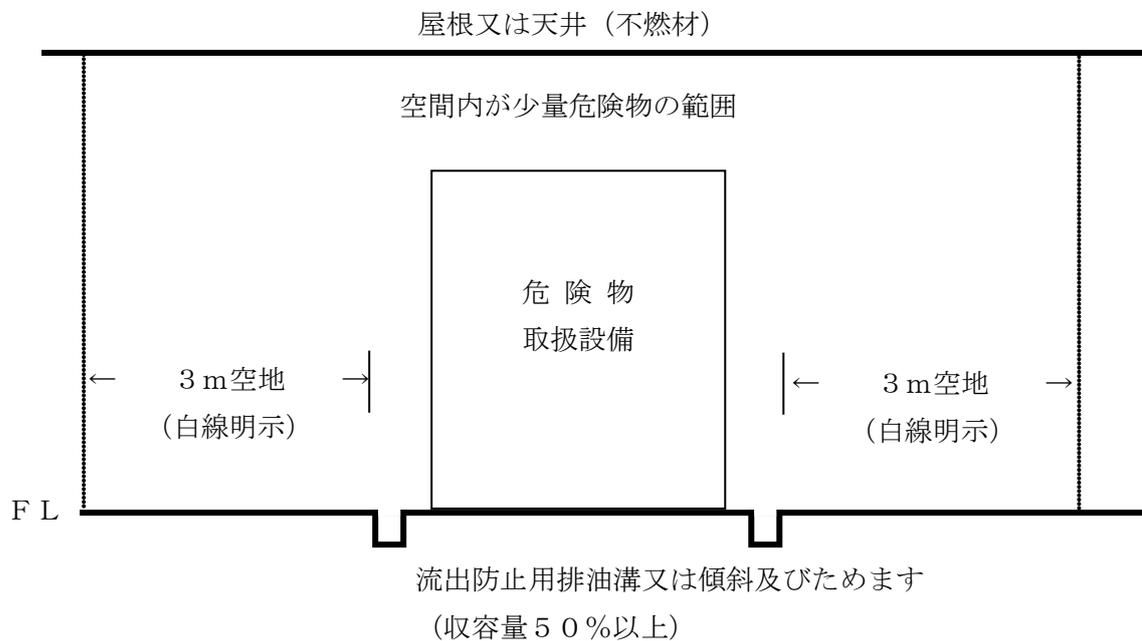
令和5年11月30日

経過措置

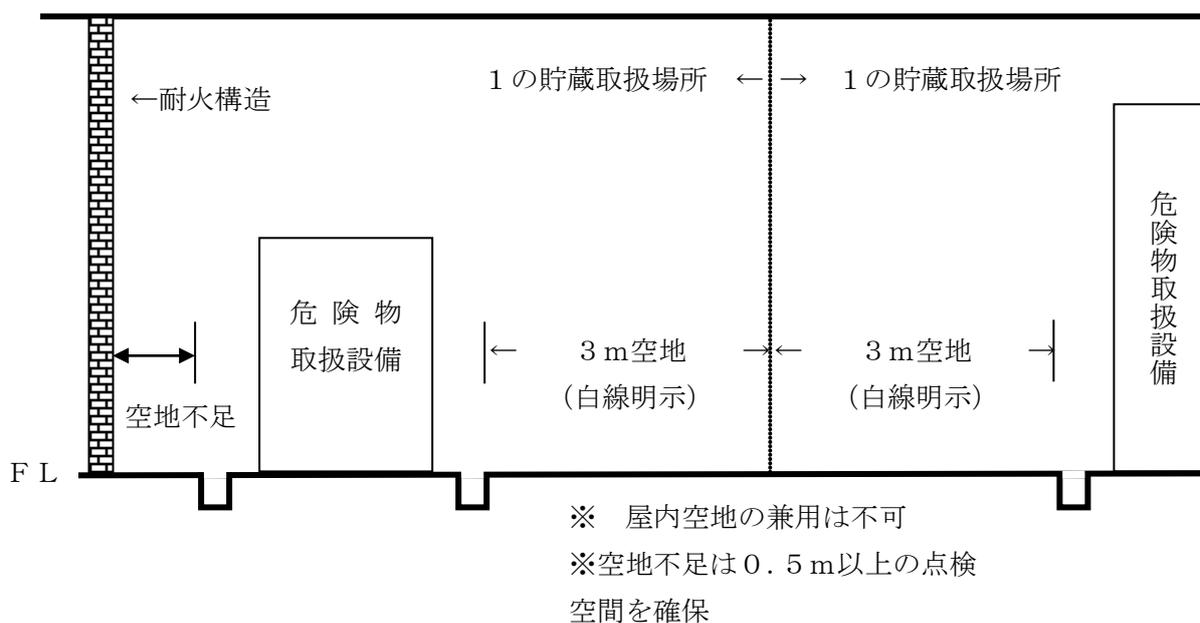
この指針の施行前に届出済みの施設については、指針に適合しない当該部分の位置、構造及び設備を変更しない限りにおいて、なお従前の例によるものとし、この指針は適用しない。

1 屋内空地型

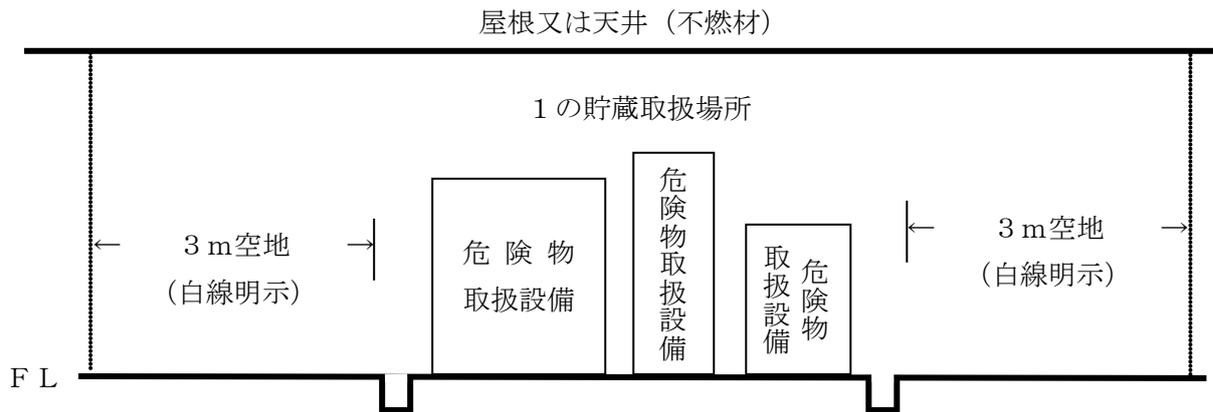
1-1図 標準タイプ



1-2図 空地不足タイプ+隣接タイプ

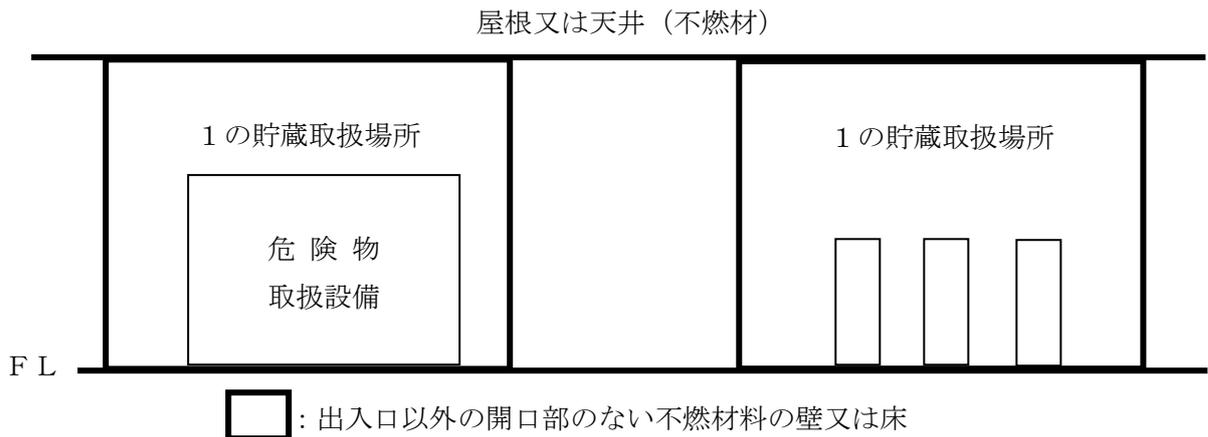


1-3図 設備群タイプ

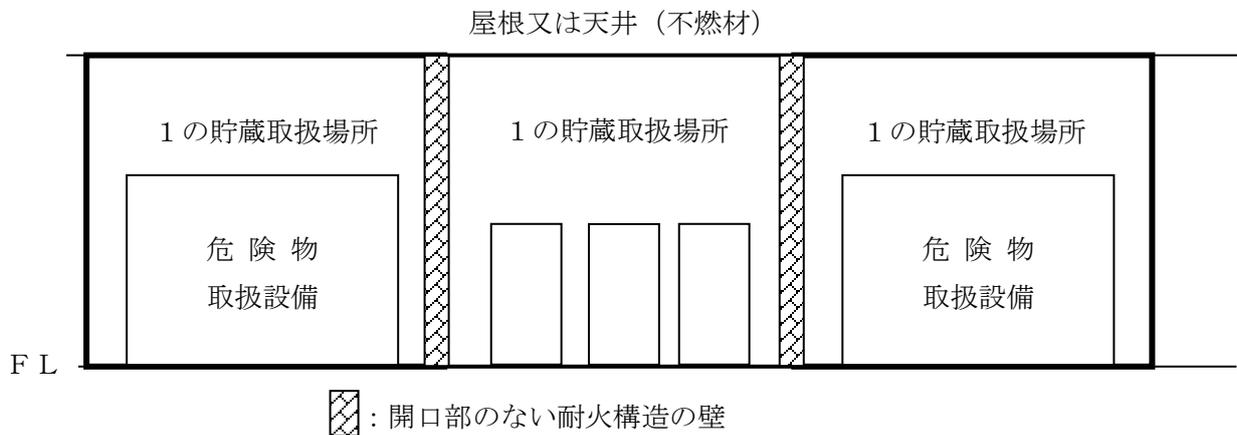


2 不燃区画型

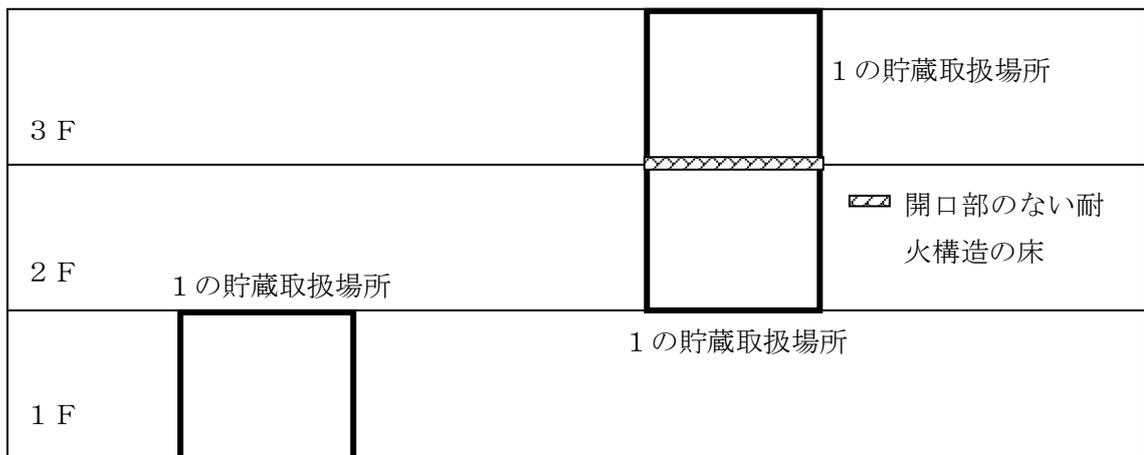
2-1図 標準タイプ



2-2図 隣接タイプ

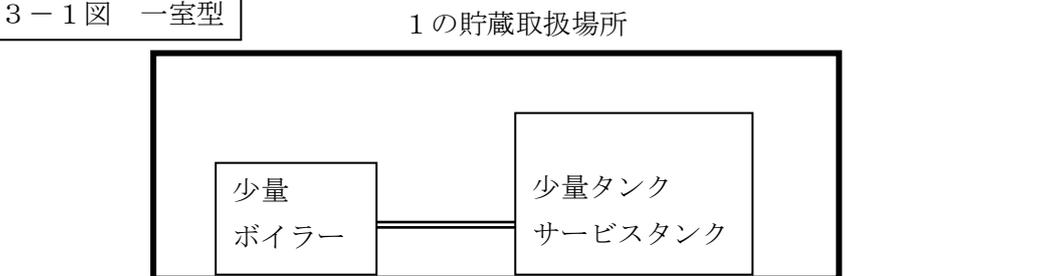


2-3図 隣接タイプ (立体)

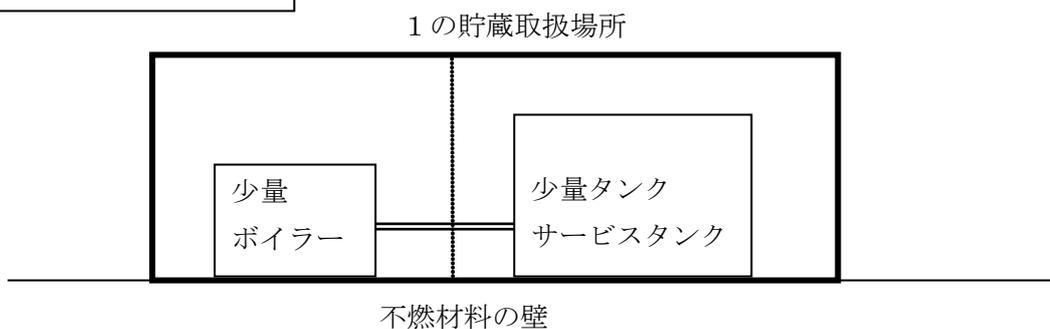


3 ボイラー等タンク接続型

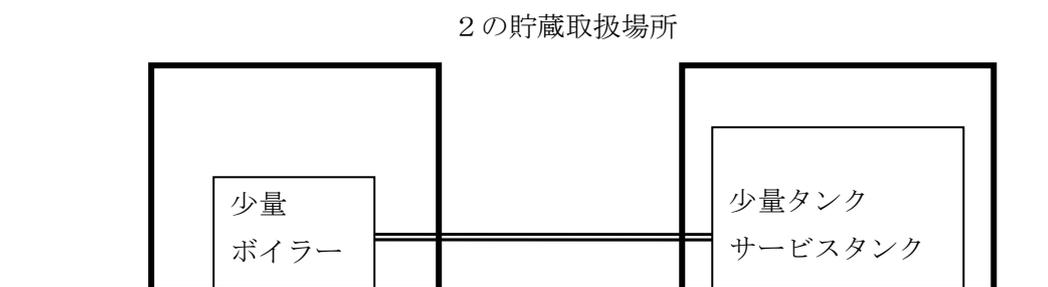
3-1図 一室型



3-2図 一室型変形



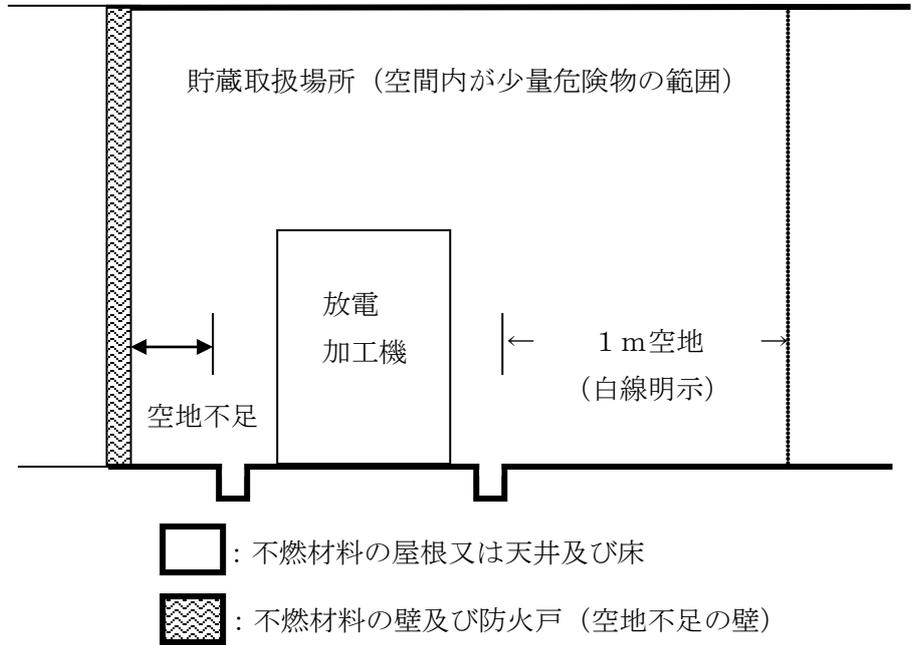
3-3図 2室型



4 放電加工設備

昭和61年1月31日消防危第19号通知により規制するほか、当該設備の周囲に1m空地を確保すること。

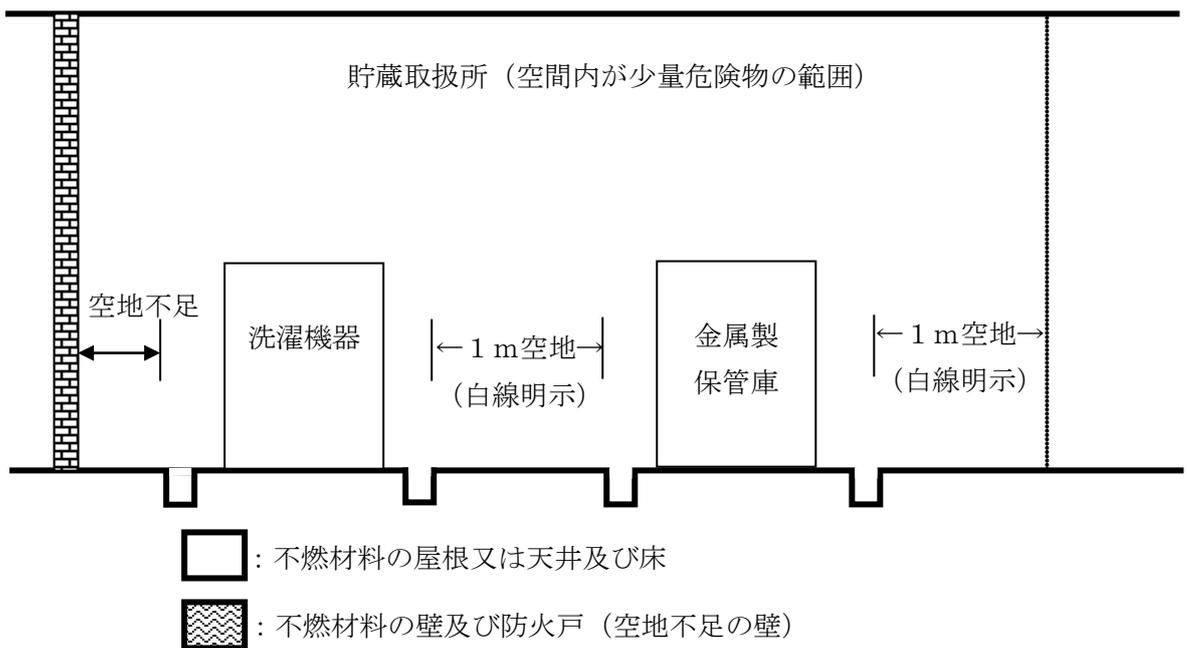
4-1図 限定屋内空地型



※空地不足は0.5m以上の点検空間を確保

5 ドライクリーニング

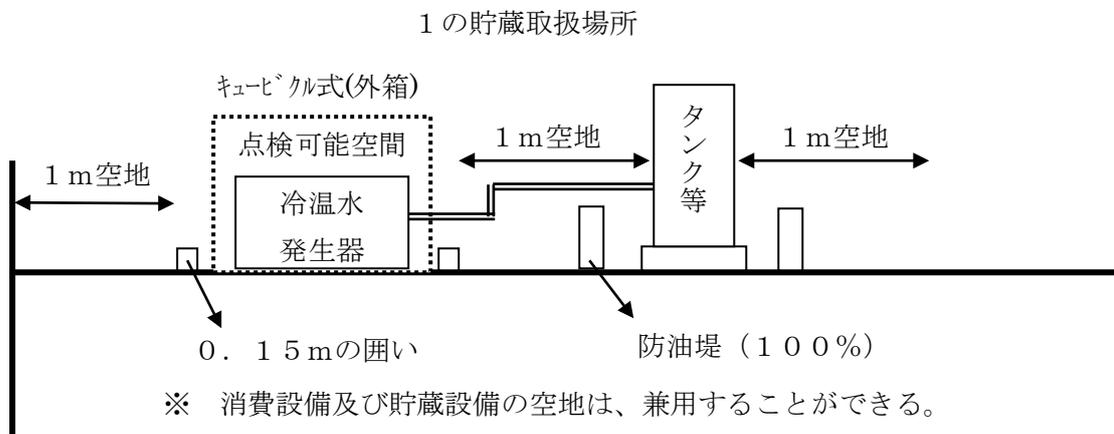
5-1図 限定屋内空地型



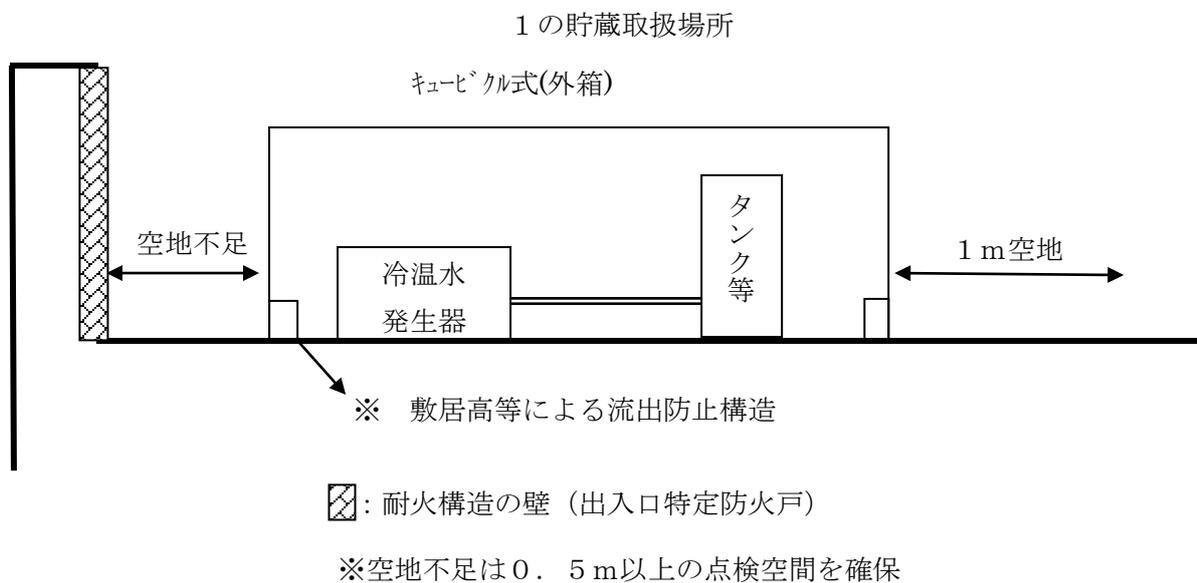
※空地不足は0.5m以上の点検空間を確保

6 屋上空地型

6-1 図 屋上空地標準型

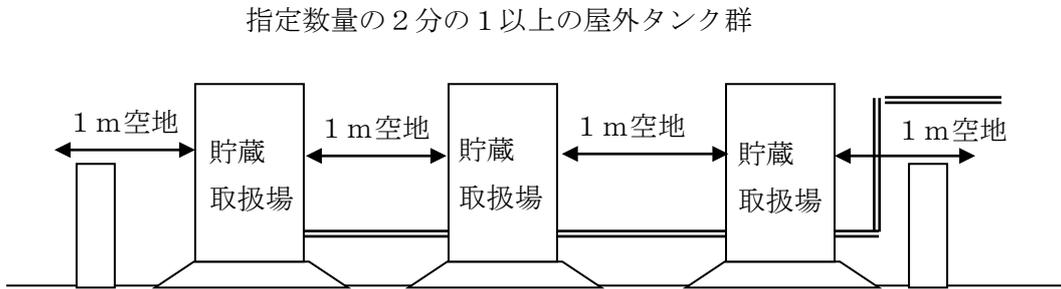


6-2 図 屋上空地型(燃料タンク)



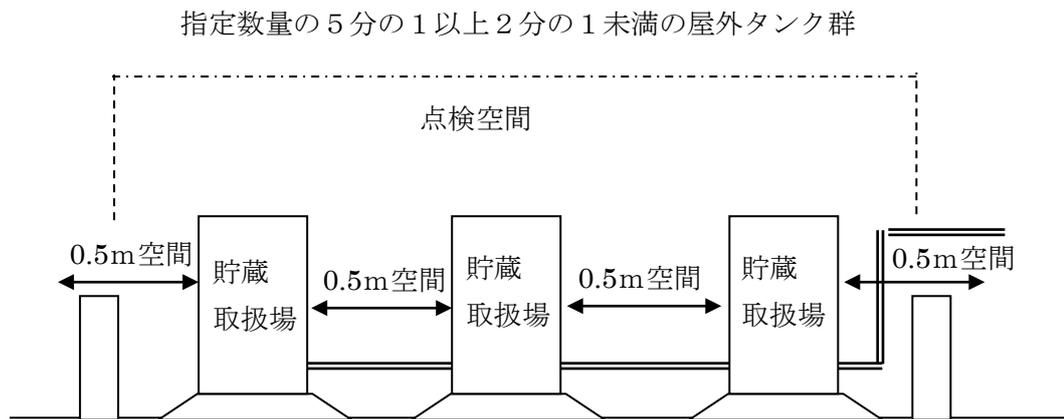
7 屋外タンク群

7-1 図 空地型



※タンクと防油堤間の距離はタンク頂部からの漏えい危険を考慮するものとする。

7-2 図 空間型



※タンクと防油堤間の距離はタンク頂部からの漏えい危険を考慮するものとする。